地方自治法施行令第167条の2第１項第3項による随意契約の予定の公表について

令和元年　住宅耐震化対策促進事業委託業務について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき、随意契約により契約を締結する予定であるので、室戸市契約規則第 31 条の 3 第 1 項の規定により次のとおり公表する。

令和元年 12 月 4 日

室戸市長　植田　壯一郎

記

(1)物品又は役務の名称及び数量	令和元年度　住宅耐震化対策促進事業委託業務 戸別訪問実施予定数　943 戸以内
(2)契約者の決定方法及び選定基準	見積金額が予定価格内であった場合、契約を締結する。高齢者等の雇用の安定等に関する法律第 41 条に該当するシルバー人材センターであること。
(3)見積書の提出場所及び提出期限	室戸市浮津 25 番地 1 室戸市防災対策課 令和元年 12 月 10 日　午後 3:00 必着
(4)契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地	室戸市浮津 25 番地 1 室戸市防災対策課 TEL0887-22-5132